

日英包括的経済連携協定(日英EPA) 農林水産品に関する大筋合意の概要

1. 日本側の関税については、日EU・EPAの範囲内で合意。

- (1) 日EU・EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けない。 (※1)
- (2) 日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下でと同じ内容のセーフガードを措置。 (※2)
- (3) その他の農林水産品についても、日EU・EPAと同じ内容を維持。 (※3)

2. 英国側の関税については、牛肉、茶、水産物など主要な輸出関心品目について、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。 (※3)

- ※1 ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。
- ※2 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、英国に対して発動。
- ※3 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。
- ※4 発効日は、英国のEU離脱に係る移行期間終了後、かつ国内手続の完了の通知後であって、両国が合意する日。
- ※5 農産品について、協定発効5年後の再協議規定あり。

(参考)品目ごとの合意の概要

| | 品目 | 日EU・EPA合意内容 | 日英EPA合意内容 ^{※1} |
|--------|----------|--|---|
| 日本側の関税 | 米 | ・関税削減・撤廃等から除外。 (米・米粉等の国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品・調製品等も含め除外。) | ・日EU・EPAと同内容。 |
| | 麦 | ・国家貿易制度、枠外税率を維持。 ・小麦、小麦粉調製品等について、EU向けの関税割当を設定。 | ・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。 ^{※4} |
| | 麦芽 | ・関税割当制度(枠内無税)、枠外税率(21.3円/kg)を維持。 ・EU向けの関税割当を設定。 | ・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。 ^{※2} |
| | 牛肉 | ・セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保し、9%まで関税削減。発動基準数量は、4.4万トンから増加し、2033年度5.3万トン。 | ・日EU・EPAと同内容。 ^{※3} |
| | 豚肉 | ・セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。従価税部分について関税を撤廃、従量税部分について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持。 | ・日EU・EPAと同内容。 ^{※3} |
| | 脱脂粉乳・バター | ・国家貿易制度を維持。 ・民間貿易によるEU向けの関税割当を設定。 | ・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。 |
| | ホエイ | ・ホエイ(たんぱく質含有量45%未満)について、セーフガード付きで関税削減に留める。 | ・日EU・EPAと同内容。 ^{※3} |
| | チーズ | ・ソフト系チーズは、一括してEU向けの関税割当を設定。 ・熟成ハード系チーズ(chedar、ゴーダ等)等については、長期の関税撤廃期間を確保。 | ・英国向けの関税割当は設けない。 ^{※4} ・日EU・EPAと同内容。 |

| | 品目 | 日EU・EPA合意内容 | 日英EPA合意内容 ^{※1} |
|------------|-------------------------------------|---|---|
| 日本側の 関税 | 軽種馬 | ・妊娠馬は、即時撤廃。 ・競走馬は、セーフガード付きで長期の 関税撤廃期間を確保。 | ・日EU・EPAと同内容。 |
| | 園芸関連品 | ・りんご、オレンジ、ぶどう等の果実、ト マト加工品等は関税撤廃。 ・12月～3月に輸入される生鮮オレンジ については、セーフガードを確保。 | ・日EU・EPAと同内容。 ^{※3} |
| | 砂糖・ 加糖調製品、 でん粉、豆類、 こんにゃく、茶 | ・粗糖・精製糖(少量の新商品開発のた めの試験輸入枠)、加糖調製品等は、 EU向けの関税割当を設定。 ・チョコレート菓子、ココア調製品、落花 生、茶は、段階的に関税撤廃。 | ・英國向けの関税割当は設けない。 ^{※4} ・日EU・EPAと同内容。 |
| | 鶏卵、鶏肉、 天然はちみつ | ・殻付き卵、全卵又は卵黄、卵白、鶏肉、 鶏肉調製品、天然はちみつは、関税 撤廃。 | ・日EU・EPAと同内容。 |
| | 牛肉・豚肉の 加工調製品 等 | ・牛内臓(ハラミ等)、牛タン、豚肉調製 品(ハム・ベーコン、ソーセージ等)等 は関税撤廃。 ・ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製 品については、セーフガードを確保。 | ・日EU・EPAと同内容。 ^{※3} |
| | 乳製品の 加工調製品 等 | ・アイスクリーム・氷菓、フローズンヨー グルト等は、関税削減又は撤廃。 ・全粉乳・バターミルクパウダー、無糖 れん乳、無糖ココア調製品等は、EU向 けの関税割当を設定。 | ・日EU・EPAと同内容。 ・英國向けの関税割当は設けない。 ^{※4} |
| | 林產品 | ・構造用集成材、SPF製材等の主な林 產品10品目について、一定の関税撤 廃期間を確保。 | ・日EU・EPAと同内容。 |
| | 水產品 | ・海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削 減・撤廃等から除外。 ・あじ、さば等は、長期の関税撤廃期間 を確保。 | ・日EU・EPAと同内容。 |

※1 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。

※2 英国産を含め、国内の事業者が必要とする数量を、これまでどおり一般関税割当で割り当てる。

※3 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、
英國に対して発動。

※4 ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、當
該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。また、必要に応じ
て本仕組みの運用改善について、日英間で協議を行う。

| | 日EU・EPA合意内容 | 日英EPA合意内容 ^{※1} |
|--------|---|--|
| 英國側の関税 | <ul style="list-style-type: none"> ・牛肉、茶、水産品など主要な輸出関心品目について、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての品目で、日EU・EPAと同内容。 |

※1 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。